

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則・新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略）</p> <p><u>令和5年5月8日 一部改正</u></p> | <p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略）</p> | |
| <p>（保険の目的等の譲渡に係る承認申請）</p> <p>第8条 被保険者は、約款第41条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第2 - 1による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写し<u>及び保険の目的の譲渡を行うときは譲受人により作成された贈賄防止に係る誓約及び申告書</u>を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2（略）</p> | <p>（保険の目的等の譲渡に係る承認申請）</p> <p>第8条 被保険者は、約款第41条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第2 - 1による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2（略）</p> | |
| <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年7月1日から実施する。</u></p> | | |